

あくせす

Access

NO.329

2024年5月28日

九州旅客鉄道労働組合
大分地方本部

大分市大道町1丁目8番1号
097-543-2223

発行責任者 遠藤 晃元
編集責任者 獅々賀友紀



LINE@

JR九州労組公式アカウント

ID: @yqw2478t



安全・衛生委員との学習会の開催



大分地方本部は、5月15日（水）ホルトホール大分にて安全・衛生委員との学習会を開催した。大分支社の安全衛生委員、地本役員と中央本部から大久保書記長が参加した。当日は大久保書記長より労働災害の発生状況や安全衛生委員会の目的、安全衛生委員の活動と取り組み、安全に関するJR九州労組の取り組みについて講義を受け、安全衛生委員との意見交換を行った。

【安全衛生委員会の目的】

労働安全衛生法は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより**職場における労働者の安全と健康を確保**するとともに、**快適な職場環境の形成と促進**を目的とする。となっています。「労働安全衛生法第1条」



意見交換会では、組合員より意見を集約する為の方法についてや委員会開催前の事前資料の提供について、委員会出席にあたり勤務の手配方、各職場単体での安全衛生委員の設立など様々な意見を頂いた。

安全委員会又は衛生委員会を設置しなければならない事業場

- 安全委員会**・・・① 常時使用する労働者が**50人以上**の事業場で、次の業種に該当するもの
林業、鉱業、建設業、製造業の一部の業種（木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業）、運送業の一部の業種（道路貨物運送業、港湾運送業）、自動車整備業、機械修理業
- ② 常時使用する労働者が**100人以上**の事業場で、次の業種に該当するもの
製造業のうち①以外の業種、運送業のうち①以外の業種、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業・小売業、家具・建具・じゅう器等卸売業・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業

衛生委員会・・・常時使用する労働者が**50人以上**の事業場（全業種）

※ 安全委員会及び衛生委員会の両方を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができます。



を申し上げます。多くの組合員と家族に感謝を申し上げます。

4月27日、大分市の大分スポーツ公園で開かれた。JR連合より53名、連合大分の加盟組織から約30団体、計約1860人（主催者発表）が「すべての働く仲間の生活向上につなげていこう」とするメーデー宣言を採択した。

式典では、実行委員長を務める連合大分の石本健二会長が能登半島地震に触れ、「春闘により日本経済の好循環と活力を取り戻すことが、被災地の復旧・復興支援の環境整備と加速化につながる」と強調。来賓の佐藤知事は「中小企業の皆様が将来に期待を持てる施策と一緒に進めていく」とあいさつした。

引き続き開催された祭典の部では、お楽しみ抽選会とキャラクターショーが行われた。

最後に小雨の中、例年とは異なる会場にも関わらず参加して下さった多くの組合員と家族に感謝を申し上げます。

第95回メーデー 大分県中央大会